

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学雇用型特別研究員についての育成方針

(令和6年9月20日学長裁定)

独立行政法人日本学術振興会の研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業において雇用する特別研究員（以下「雇用型特別研究員」という。）の育成方針について、以下のとおり定める。

(目標)

第1 本学では、雇用型特別研究員に対し、主体的に研究課題等を選びながら研究に専念する機会を与えるとともに、研究環境の確保・充実、能力開発支援等に取り組み、以て自由な発想と幅広い視野を身に付けた独創的な研究者として育成することを目指す。

(研究環境の確保・充実)

第2 雇用型特別研究員は専ら研究に従事するものとする。また、入試、講義等の教育活動及び各種委員会等の構成員として大学運営には加わらないものとする。

2 本学は、雇用型特別研究員が研究を遂行するに当たり、必要な環境の充実に努めるものとする。

(能力開発支援)

第3 雇用型特別研究員の受入教員は、雇用型特別研究員の定められた研究題目の研究について指導を行う。また、雇用型特別研究員に受講可能な各種研修等の情報を周知し、能力開発支援に努めるものとする。

(女性研究者への支援等)

第4 学内の種々の制度の活用による、出産、育児を含むライフイベントと研究の両立支援を行うとともに、女性研究者の積極的雇用、育成、支援施策を実施する。